

# 枚方市公報

第825号(掲載内容:平成31年1月公布の  
条例・規則等)

発行日 平成31年2月25日  
発行人 枚方市長 伏見 隆  
発行所 枚方市役所  
(郵便番号 573-8666)  
枚方市大垣内町2丁目1番20号

◇ 目 次 ◇

規 則

☆枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する規則の一部を改正する規則 [第1号] ..... 2

上下水道事業管理規程

☆枚方市上下水道局会計規程の一部を改正する規程 [第1号]  
..... 3

**規 則**

**枚方市規則第1号**

枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する規則の一部を改正する規則

枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する規則（平成26年枚方市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「第19条の11第1項」を「第19条の12第1項」に改める。

第33条に次の3号を加える。

- (13) 省令第13条の3第2項第1号に掲げる書類 事業計画の概要を記載した書類（様式第32号）
- (14) 省令第13条の3第2項第3号に掲げる書類 事業の用に供する施設の概要（様式第33号）
- (15) 省令第13条の3第2項第5号に掲げる書類 処分若しくは再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類（様式第34号）

様式第31号の次に次の3様式を加える。

様式第32号（第33条関係）

(表)

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更届出提出時には変更部分を明確にして記載すること。）

2. 処理の方法（保管・処分（再生を含む。）の別）

3. 業務を行う時間及び休業日

4. 業務経歴

年 月 日	業 務 経 歴

備考 届出業務に関連するもののみ記載すること。

(裏)

受入	取扱品目	受入予定量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	予定受入先事業場の名称及び所在地	保管場所	処分又は再生の方法	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

  

搬出	取扱品目	搬出予定量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	予定搬出先の名称及び所在地	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

# 枚 方 市 公 報

様式第33号（第33条関係）

事業の用に供する施設の概要		
事業場の名称		
事業場の所在地	(電話番号)	
取り扱う有害使用済機器の品目		
保管施設	面積 (㎡)	
	保管量 (㎡)	
	保管の高さ (m)	
	施設の種類 (保管方法及び構造)	
	廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭発散防止に関する措置状況	
処分又は再生の用に供する施設	施設の種類 (処理方法及び構造)	
	メーカー及び型式	
	処理能力及び数量	
	1日の運転時間	
	設置年月日	
	生活環境の保全上の支障を防止するための措置	

備考

- 1 事業場が複数ある場合は、事業場ごとに作成すること。
- 2 本様式に書ききれない場合は、本様式を用いて2枚目以降を作成すること。
- 3 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び付近の見取図を添えること。

様式第34号（第33条関係）

処分若しくは再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	
処分若しくは再生に伴って生じた廃棄物又は再生品の種類	
発生量 (t/月又は㎡/月)	
処理方法又は利用方法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) (所在地)
埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理又は売却の場合は、具体的な方法	

備考

- 1 処分又は再生後の廃棄物又は再生品の種類ごとに記載すること。
- 2 廃棄物として処分を委託する場合は、委託契約書（新規に届出する場合を除く。）及び許可証の写しを添付すること。
- 3 有価物として売却する場合は、伝票等売却していることがわかるものを添付すること（新規に届出する場合を除く。）。

附 則 [平成31年1月21日公布]

この規則は、公布の日から施行する。

## 上下水道事業管理規程

### 枚方市上下水道事業管理規程第1号

枚方市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

枚方市上下水道局会計規程（平成16年枚方市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 収益勘定の表中

「

分担金	
	分担金
他会計補助金	
	他会計補助金

」

を

「

分担金	
	分担金
他会計負担金	
	他会計負担金

」

# 枚 方 市 公 報

他会計補助金	
	他会計補助金

」

に、

「

雑収益	
	有価証券売却収益
	不用品売却収益
	その他雑収益

」

を

「

雑収益	
	有価証券売却収益
	不用品売却収益
	運延損害金
	その他雑収益

」

に改める。

別表第2 収益勘定の表中

「

負担金	
	流域下水道事業特別負担金
他会計補助金	
	他会計補助金

」

を

「

負担金	
	流域下水道事業特別負担金
他会計負担金	
	他会計負担金
他会計補助金	
	他会計補助金

」

に、「受益者負担金延滞金」を「延滞金」に改める。

附 則 [平成 31 年 1 月 31 日公布]

この規程は、公布の日から施行する。